くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理者更新条件確認書

No.	更　新　条　件		判定
1	当該施設に対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと ただし，次の場合は，更新を行わないことがある		
	ア	各種要因で，施設の位置づけ，運営方針等が変更となった場合	
	イ	当該施設の設置目的を十分に果たしていない状況が確認され，管理運営手法に抜本的な改善を図る必要がある場合	
	ウ	近隣に類似の施設が建設されるなど，当該施設を取り巻く環境に大きな変化があった場合	
2	建替えや大規模修繕など，市の施設運営方針に大きな変更がないこと ただし，次の場合は，更新を行わないことがある		
	ア	災害等により当該施設が損傷等し，建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合	
	イ	耐震診断の結果，建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合	
3	指定管理者等の運営状況（モニタリングの結果）が優良であること ※1 ただし，次の場合は，更新を行わないことがある		
	ア	毎年度実施するモニタリングにより，業務の全部又は一部の未実施，不適切な手法等（軽微な事項を除く）が確認された場合	
	イ	協定書に定めた達成目標が，達成されていない場合	
	ウ	利用者満足度が低調，施設近隣住民等から苦情等が多数寄せられている場合	
4	３期目の協定条件について，市と指定管理者等の双方が合意できること		
	ア	３期目の指定管理料は，２期目の指定管理料と同水準であることを基本とする	
	イ	３期目の提案内容が２期目のものと同等又は，それ以上の内容と認められること ※2	
5	選定委員会からの指示・要求事項を取り入れること（市との協議に応じること） ただし，上記指示・要求内容が明らかに２期目の協定条件からかけ離れている場合を除く		

※１　過去のモニタリング結果及び当初の提案事業等の実施状況について，市が選定委員会にて説明し，改めて選定委員の意見をいただく。
　選定委員会開催当日に，プレゼンテーションの機会を設けます。管理運営面でのアピールできる実績については，指定管理者から選定委員に具体的に説明を行うこと。

※２　提案内容で，第２期目の内容から追加・変更した部分について指定管理者から選定委員に説明を行うこと。